

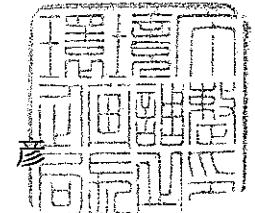


## 覚書

環企評第26号  
環自企第29号  
環大一第9号  
環水管第23号  
空計第12号  
平成10年1月28日

環境庁企画調整局長

岡田康彦



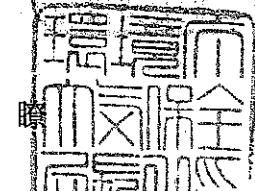
環境庁自然保護局長

丸山晴男



環境庁大気保全局長

野村



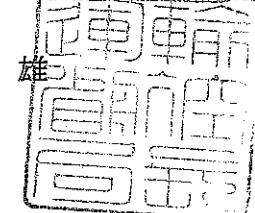
環境庁水質保全局長

渡辺好明



運輸省航空局長

楠木行雄



中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（以下「法案」という。）の閣議決定に際し、環境庁及び運輸省は、下記のとおり了解する。

## 記

- 1 法案第2条の「愛知県の地先水面」は、環境保全の観点からの全ての検討を終えて規定するものではなく、本法案の閣議決定をもって、愛知県の地先水面

に空港を設置することが環境保全上直ちに了承されるものではないものであり、今後の環境影響評価を踏まえた上で、空港の設置位置が確定するものであること。

- 2 運輸省は、法案第2条の政令の制定に当たっては、空港の設置に係る環境影響に関する資料を提示し、環境庁に協議を行うこと。
- 3 運輸大臣は、法案第3条第1項の基本計画を定め、または改定しようとするときは、環境庁に協議すること。
- 4 法案第3条第1項の基本計画には、環境保全に関し配慮する旨を盛り込むものとすること。また、当初定める基本計画には、空港の将来構想は含まれないものとすること。
- 5 法案第6条第1項各号の事業を行うに当たっては、運輸省は、指定会社に対し、空港の設置に係る環境影響評価その他環境保全対策を適切に実施するよう指導すること。  
また、運輸省は、本件に係る環境影響評価の実施方法について、環境庁と協議し、指定会社を指導すること。
- 6 運輸大臣は、法案第6条第2項の規定に基づく認可を行おうとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当該認可に係る事業内容を環境庁に事前通知するとともに、これに対し環境庁が意見を申し述べる場合には、当該意見を尊重するものとすること。
- 7 運輸大臣は、法案第14条の規定に基づく認可を行おうとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当該認可に係る事業計画内容を環境庁に事前通知するとともに、これに対し環境庁が意見を申し述べる場合には、当該意見を尊重するものとすること。
- 8 運輸省は、法案に基づく政令及び省令の制定及び改廃に当たっては、環境庁に対し、あらかじめ十分な時間的余裕をもって協議すること。
- 9 運輸省は、自然環境保全地域、国立・国定公園及び鳥獣保護区特別保護地区内においては土石の採取地（既存の採取地を除く）を選定しないよう、また重要な動植物の生息生育地を原則として選定しないよう指定会社を指導するものとする。

なお、採取地の選定の具体化に当たっては、県自然保護担当部局と十分に調

整を図るよう指定会社を指導するものとする。

- 10 平成8年12月12日付け覚書（環企計第194号、環企審第336号、環自計第294号、環自国第316号、環自野第548号、環大一第133号、空総第2056号、空計第60号、空新第88号、空関第77号、空環第180号）については引き続き有効であり、運輸省は、中部国際空港について、運輸省としての空港計画案をまとめるに当たっては、環境庁と事前に連絡・調整を図ること。
- 11 中部国際空港の整備に当たっては、運輸省は、空港整備七箇年計画（平成9年12月閣議決定）により、名古屋空港の定期航空路線を中部国際空港に一元化すること。